

国民年金保険のお知らせ

国民年金保険料納付額証明書 の送付について

社会保険庁では、平成16年中に国民年金の保険料を納められた方に対して、「国民年金保険料の納付額のお知らせ」を2月下旬から順次お送りいたします。

この「国民年金保険料の納付額のお知らせ」は、所得税の確定申告書を作成するときなど、納めた保険料額を確認するために必要な場合がありますので、大切に保管していただくようお願いいたします。

年金制度が変わります

昨年、国民年金改正法（国民年金法等の一部を改正する法律）が成立し、さまざまな改正が行われることになりました。

平成17年度の国民年金の保険料 が変わります

平成17年度以後の国民年金の保険料につきましては、法律では、平成16年改正時の価格表示で保険料額が定められています。そして、それぞれの年度ごとに定められた保険料額にその年度の保険料改定率を乗じて得た額が、その年度の保険料になります。

※平成17年度の保険料改定率は1と定められたため、平成17年4月分

からの保険料額は13,580円となります。

口座振替割引制度が導入されます

平成17年4月より口座振替で納付されている方の希望者に、口座振替割引制度が導入されます。通常は納付対象月の翌月が保険料の納付期限ですが、申出により当月に口座振替を行う場合に保険料が1ヵ月につき40円（予定額）割引が適用されます。※割引額については、毎年見直しを行い決定されます。

なお、4月分の保険料より早収割引をされる方につきましては、3月分の保険料の口座振替日が4月末日であるため、平成17年4月の末日には、3月分と4月分の2ヵ月分の保険料が引き落とされることとなりますので、留意願います。

さらに、前納（4月にまとめて1年分を口座振替）にすると、1年で3,420円の割引になります。（現金払いでは2,890円です。）

※1年前納の口座振替申込書は役場にもありますが、平成17年3月上旬までに社会保険事務所にお申し込みいただく必要がありますので、お早めにお申し込みください。

第3号被保険者の届出もれが救済されます

過去に第3号被保険者期間の届出漏れがある場合、現在は届出日から遡及して2年前までの期間しか保険料納付済期間に算入されず、それ以

前の期間は、「保険料を未納している」と同じ取扱いになります。

気づかないままですと、将来年金をもらうときになって、もらえる年金が減額になったり、場合によっては受給権を満たせず年金をもらえなくなってしまうことにもなりかねません。

そこで、今回の改正で平成17年4月より、特例の届出をすることによって2年前以前の未届期間についても、納付済期間として認められるようになります。

また、施行後2年以上遅れて届出した場合に、やむを得ない事情があれば、2年前以前の期間についても納付済期間に算入されます。

特例の届出につきましては、原則として現行どおり、事業主経由で社会保険事務所に提出していただきます。

免除基準の変更および免除の遡及承認がされます

1. 免除基準の変更 （平成17年4月施行）

現行の免除制度の所得要件は4人モデルを基準に設定されています。若年層の保険料納付率が低迷しているなか、若年層に多い単身世帯の基準は他の世帯類型と比べて厳しいものとなっていることなどを踏まえ、単身世帯の所得要件が緩和されます。

2. 免除（学生納付特例、若年者納

付猶予を含む）の遡及承認（平成17年4月施行）

改正前は、申請日の属する月の前月以後について免除されることとなっていました。したが、改正後は、免除周期の始期（申請免除であれば7月「ただし、風水害や失業などの理由である場合はその事由の発生した前月」）まで遡って承認されることとなります。※具体的には下表のとおりです。

申請時期	17年4月	17年5月	17年6月	17年7月	17年7月～18年7月
承認期間	始期 17年3月	17年4月	17年4月	17年4月	17年7月
			17年6月		18年6月

若年者納付猶予制度が創設されます

今までは、若年者が免除申請を行った場合、世帯主である親と同居していると世帯主の収入が多ければ免除が認められませんでした。今回の改正で平成17年4月より、30歳未満の若年者については、本人と配偶者の所得が免除に該当すれば、保険料の納付が猶予されることとなります。

詳しくは、大垣社会保険事務所までお問い合わせください。

〒503-8555 大垣市八島町114
TEL(0584)78-5166